

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月21日から36年1月4日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

私は、昭和35年9月にA社に入社した。申立期間は、同社C工場が操業を開始した時期で、私は、その操業開始に合わせて、同社の本社にあった工場から同社C工場に転勤となった。37年8月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にA社から同社C工場へ異動した同僚の証言から、昭和35年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社C工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、同社C支店から同社B支店に転勤した際の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所が保管している退職証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所でなくなった時点の被保険者24人のうち22人が同社のほかの事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格を取得していることから、同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無い。
調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された支給控除一覧表の記載内容から、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記支給控除一覧表により確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができないが、複数の同僚が申立期間において、賞与の支給を受け、その賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録が無いことに加え、A社が加入していたB健康保険組合の記録において申立人の申立期間に係る標準賞与額は確認できないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年2月2日から同年3月31日までの期間について、A社B事業所の事業主は、申立人が同年2月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年2月1日から同年2月2日までの期間について、申立人のA社B事業所における資格取得日は、同年2月1日であると認められることから、上記訂正後の資格取得日（昭和23年2月2日）に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における上記訂正後の資格喪失日（昭和23年3月31日）に係る記録を、同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和23年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年2月2日から同年3月31日までの期間につ

いて、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名及び同一生年月日で、昭和23年2月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月31日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、複数の同僚が同社B事業所に申立人と同姓同名の者はいなかった旨述べていることから、当該未統合の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和23年2月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年2月1日から同年2月2日までの期間について、A社の回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和23年2月1日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和23年2月1日とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年4月1日までの期間について、A社の回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和23年4月1日に同社B事業所からD事業所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の昭和23年2月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和23年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8588

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から6年3月21日までの期間及び8年8月1日から同年11月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る標準報酬月額は、4年3月から5年9月までは34万円、同年10月は36万円、同年11月から6年2月までは47万円、8年8月から同年10月までは17万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から6年3月21日まで
② 平成6年3月21日から8年11月1日まで

申立期間①はA社及び申立期間②は関連会社のB社における標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より著しく低くなっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年3月から5年9月までは34万円、同年10月は36万円、同年11月から6年2月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月21日）より後の同年3月31日付けで、4年10月1日の定時決定の記録及び5年10月1日の定時決定の記録並びに同年11月1日の随時改定の記録を取り消した上、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日に資格を喪失している被保険者13人全員の標準報酬月額も遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人同様に減額訂正された申立期間①当時の取締役は、「経営状態が悪く、社会保険料を支払えなくなっていたので、当時の総務担当

者が社会保険事務所の担当者から指導を受けたと聞いている。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から5年9月までは34万円、同年10月は36万円、同年11月から6年2月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②のうち、平成8年8月1日から同年11月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたところ、申立人がB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年11月1日より後の10年5月21日付けで、遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成10年5月21日付けで、同日において既に被保険者資格を喪失していた同僚を含む複数の者の標準報酬月額が、遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、17万円と訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間②のうち、平成6年3月21日から8年8月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、6年3月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から8年7月までは17万円と記録されており、遡って引き下げられた形跡は見当たらない。

また、申立人が提出した、B社離職後に発行された雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から、離職前6か月の平均賃金月額が約50万円であったことが推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間②のうち、平成6年3月21日から8年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を94万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

A社から支給された賞与のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、当該標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「賞与計算結果確認画面（2006年6月賞与）」及び事業主の回答から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算結果確認画面において確認できる賞与額及び保険料控除額から、94万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで
A社に入社してから退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年3月21日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年12月8日の標準賞与額に係る記録を140万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成18年12月分賞与支給明細書及びB社が保管する同年分の賃金台帳には、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、140万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた旨の記載が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、当初、申立期間に140万8,000円の標準賞与額の記録があったが、事業主の届出により、平成19年1月31日に取り消されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は、申立期間において海外勤務をしていたため、税務上の非居住者扱いとする処理をした際、事務処理上の誤りで、申立人の申立期間に係る賞与支払届を取り消す届出を行ってしまった。」と回答しており、申立期間に係る保険料については、「会計帳簿等を照合した結果、当該賞与から控除した厚生年金保険料は、申立人に返金していないことを確認した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、140万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が「申立てに係る賞与支払届を取り消す届を社会保険事務所（当時）に提出した。」と回答していること、及びA社が既に納付した申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が平成19年1月の厚生年金保険料に充当されていることが、平成19年1月分健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書から確認できることから、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和40年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月2日から同年9月1日まで

D社に入社後、昭和40年6月1日にA社へ移籍し、62年6月17日まで継続して勤務していたが、同社本社から同社E営業所（厚生年金保険の適用事業所名は同社C工場）へ転勤になった際の申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の雇用証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社本社から同社F営業所勤務を命じられた者が、「昭和40年7月に営業強化地域であるF営業所に3人、E営業所に2人の転勤発令があり、2週間から3週間の引継期間を経てから8月の暑い時期に各勤務地に赴任した。」と述べている上、同社F営業所に配属された者は昭和40年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和37年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月30日から38年1月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支社から同社本社に異動となった時の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記従業員名簿において、申立人の異動日が昭和37年12月12日と記載されていることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同社C支社における同資格の喪失日と同日の同年12月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
私は、中学を卒業し、昭和 35 年 3 月 25 日から同年 11 月 27 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に昭和 35 年 3 月 26 日から勤務していたことは、同僚の証言及び同社が保管する「定卒入社年月日一覧表」から推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「当時、試用期間があった。」と供述している上、同日に資格を取得している者は 77 人（申立人を含む。）おり、その多くが新卒であったことが確認できることから、当時、同社では、新卒で入社した者を一定期間経過後にまとめて厚生年金保険の被保険者としていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び上記被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 6 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者標準報酬月額に係る記録のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に比べて低額となっているほか、標準報酬月額等級が従前の等級よりも下がるなど、不自然なものとなっている。申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間の一部（昭和 44 年 12 月から 45 年 7 月まで）の給与明細書から、当該期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

また、A社は、申立人の申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除について、賃金台帳等の関連資料は、既に保存期間が経過し、廃棄処

分しており、不明であると回答していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社が加入しているB国民健康保険組合は、申立人の申立期間に係る基準報酬月額は、不明であると回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、オンライン記録における標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年7月までを除き、給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者標準報酬月額に係る記録のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に比べて低額となっているほか、標準報酬月額等級が従前の等級よりも下がるなど、不自然なものとなっている。申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額と相違していると述べている。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除について、賃金台帳等の関連資料は、既に保存期間が経過し、廃棄処分しており、不明であると回答していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社が加入しているB国民健康保険組合は、申立人の申立期間に係る基準報酬額は、不明であると回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、オンライン記録における標準報酬月額の記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人が主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。